2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成三十年六月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社コスモテック	東京都千代田区岩本町二丁目四番三号	株式会社コスモテック東日本事業部 茨城県つくば市大字上ノ室字入定原二千二十七番地の一	一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県	平成三十年五月三十一日
		株式会社コスモテック東日本事業部東北事業所 宮城県角田市君萱字名子内八十二番地一			
		株式会社コスモテック東日本事業部関西事業所 兵庫県加古川市野口町野口七百七十九番地一			

○経済産業省告示第百十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第二百二十五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成三十年六月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年台風第十八号による災害	大分県　津久見市	平成二十九年九月十七日から平成三十年九月二十五日まで

○国土交通省告示第七百七十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成三十年六月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成三十年六月七日
二　登録番号　（一）第二十二号
三　氏名又は名称　株式会社住宅新報
四　住所　東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号　ＳＶＡＸ　ＴＴビル
五　法人である場合の代表者の氏名　中野　孝仁
六　登録実務講習事務を行う事務所の名称　株式会社住宅新報
七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号　ＳＶＡＸ　ＴＴビル
八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成三十年六月七日

○東北地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字谷地添三三番一から同町逢隈中泉字大原五八番一まで	前	一九・一二～三六・二八（メートル）	一一・一二五（キロメートル）
	後	一九・一二～三六・二八（メートル）	一一・一二五（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区熊ヶ根字石橋五五番一から同市青葉区熊ヶ根字石橋四〇番二まで	前	二五・一九～四三・七七（メートル）	〇・〇九一（キロメートル）
	後	二五・一九～三二・八一（メートル）	〇・〇九一（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○国土交通省告示第七百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　葦ノ沢二
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　群馬県利根郡みなかみ町相俣
　字境野　二六二五番五　一号から三号まで
　二六二五番一四七　四号
　二六二五番六　五号及び十号
　二六二五番六〇　六号
　二六二五番一三五　七号
　二六二五番三九　八号及び九号
　二六二五番二七　十一号